

「東京ゼロカーボン4デイズ in2020」の実現と 「東京 2020 大会のカーボンオフセット」へのご協力 に向けたクレジット募集案内

都は、CO₂を排出しない「ゼロエミッション東京」を目指す取組を実施しています。

その一環として、東京 2020 大会の開会式と閉会式の合計 4 日間、都内で排出される全ての CO₂をゼロにする「東京ゼロカーボン4デイズ in 2020」の実現を目指しています。

また、東京 2020 大会のホストシティとして、東京 2020 組織委員会※が目指す、大会の開催に伴い発生する CO₂排出量をゼロにする「東京 2020 大会のカーボンオフセット」にも協力することとしました。

このため、東京都キャップ&トレード制度の対象事業者等の皆様におかれましては、クレジットのご提供についてご協力をお願いしたいと考えております。

東京 2020 大会の開催 2 年前となる 7 月 24 日からご寄付を受け付けておりますので、皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

※ 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

＊ カーボンオフセットとは

事業活動等における CO₂等の排出について、自らの取組のみでは削減しきれない量を、他の事業者の取組等による削減量で埋め合わせ(オフセット)するという考え方

＊ クレジットとは

削減対策の実施等によって得られた CO₂の削減量であって、認定等を経ることによって第三者との取引を可能としたもの

【専用サイト】

詳細は、以下のホームページにも掲載しておりますので、併せてご参照ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/zc4d2020/index.html



1 概要

(1) 取組概要

① 「東京ゼロカーボン4デイズ in 2020」の実現

東京 2020 大会の開会式及び閉会式の合計 4 日間分の都内全ての CO₂ 排出量をオフセットしてゼロにする取組

＊ 4 日間分の都内全 CO₂ 排出量：約 72 万トン（1 日当たり約 18 万トン×4 日間）

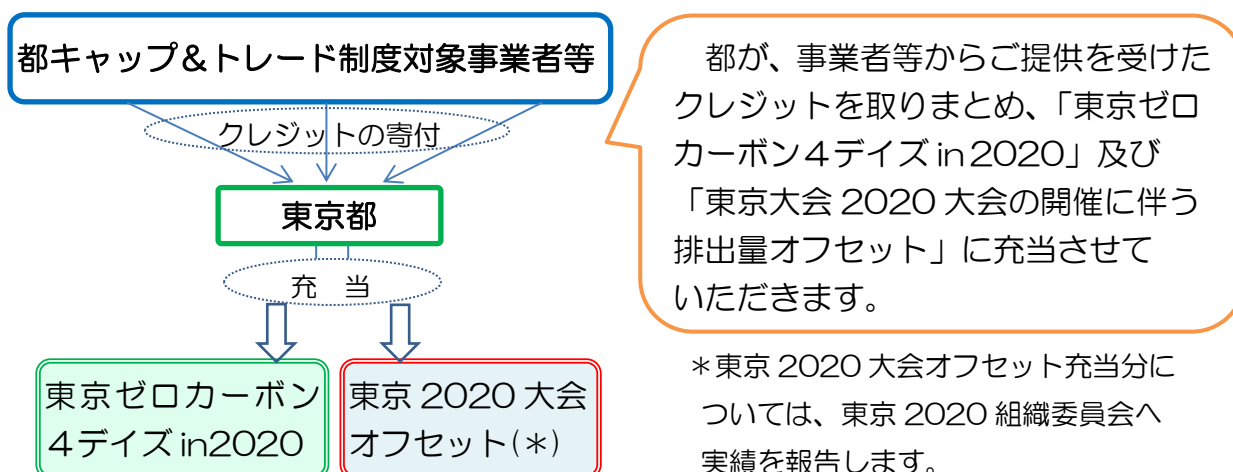
② 東京 2020 組織委員会が目指す「東京大会 2020 大会のカーボンオフセット」への協力

東京 2020 組織委員会が「持続可能性に配慮した運営計画 第二版(2018 年 6 月公表)」で掲げた「東京 2020 大会の開催に伴い発生する CO₂ をオフセットする取組」へ協力

＊ 東京 2020 大会の開催に伴う CO₂ 排出量：約 293 万トン（2018 年 6 月時点）
（施設建設由来 約 158 万トン、運営由来 約 53 万トン、観客由来 約 82 万トン）

＊ 東京 2020 大会に関連するカーボンオフセットを都内事業所の皆様の省エネ効果で応援していただく取組を、大会に向けたムーブメントの一つとしていくとともに、ホストシティとして、大会開催に伴う排出量を限りなくゼロにする取組への協力を、今後の大会のスタンダードとすべく、パリ市等にも呼び掛けていきます。

【東京 2020 大会に関連したカーボンオフセットの流れ(イメージ)】



(2) 募集対象クレジット

東京都キャップ&トレード制度における超過削減量、都内中小クレジット
(それぞれ1トンから受け付けます。)

【留意事項】

- 都にご寄付いただいたクレジットをお戻しすることはできませんので、ご留意願います
- ご寄付いただいたクレジットについては、都が無効化を行い、「東京ゼロカーボン4デイズin 2020」及び「大会オフセット」に充当させていただきます。このため、いずれかの取組への充当を指定して寄付することはできません。

* 無効化とは

環境価値をカーボンオフセット等東京都キャップ&トレード制度における義務充当以外で利用するため、クレジットを知事の管理口座(無効化口座)へ移転させること

(3) ご応募いただける方

東京都キャップ&トレード制度の対象事業者等で上記1(2)のクレジットをご提供いただける方(以後、「寄付事業者」といいます。)

(4) 募集期間

平成30年7月24日(火曜日)より、東京2020大会までの2年間程度を予定
(終期については別途お知らせいたします。)

2 クレジットをご提供いただいた皆様へ

(1) 都からの「御礼状」等の交付

ご寄付いただいた方全員に、知事名の「御礼状」を交付いたします。

また、大口寄付者の方へは、「御礼状」とは別に、「感謝状」も交付いたします。

(交付時期及び方法等は、別途お知らせいたします。)

(2) 都のホームページへの寄付事実の公表

寄付事業者の法人名(一般管理口座の名義)、寄付量及び寄付事業者の企業ホームページトップのURLを東京都のホームページに掲載します。

(詳細については別途お知らせいたします。)

(3) 法定報告書等への記載

寄付事業者が作成・発行するIR報告などの法定書類に、都へクレジットを寄付したことについて、記載することができます。

(詳しくは、4(1)をご参照ください。)

3 クレジットのご提供に係る手続

(1) 一般管理口座※を開設済みの方

クレジットのご提供にあたっては、ご提供者の一般管理口座から、都が開設する「東京 2020 大会関連オフセット」口座へ、クレジットを無償で移転（寄付）する申請を行っていただきます（(3)③参照）。

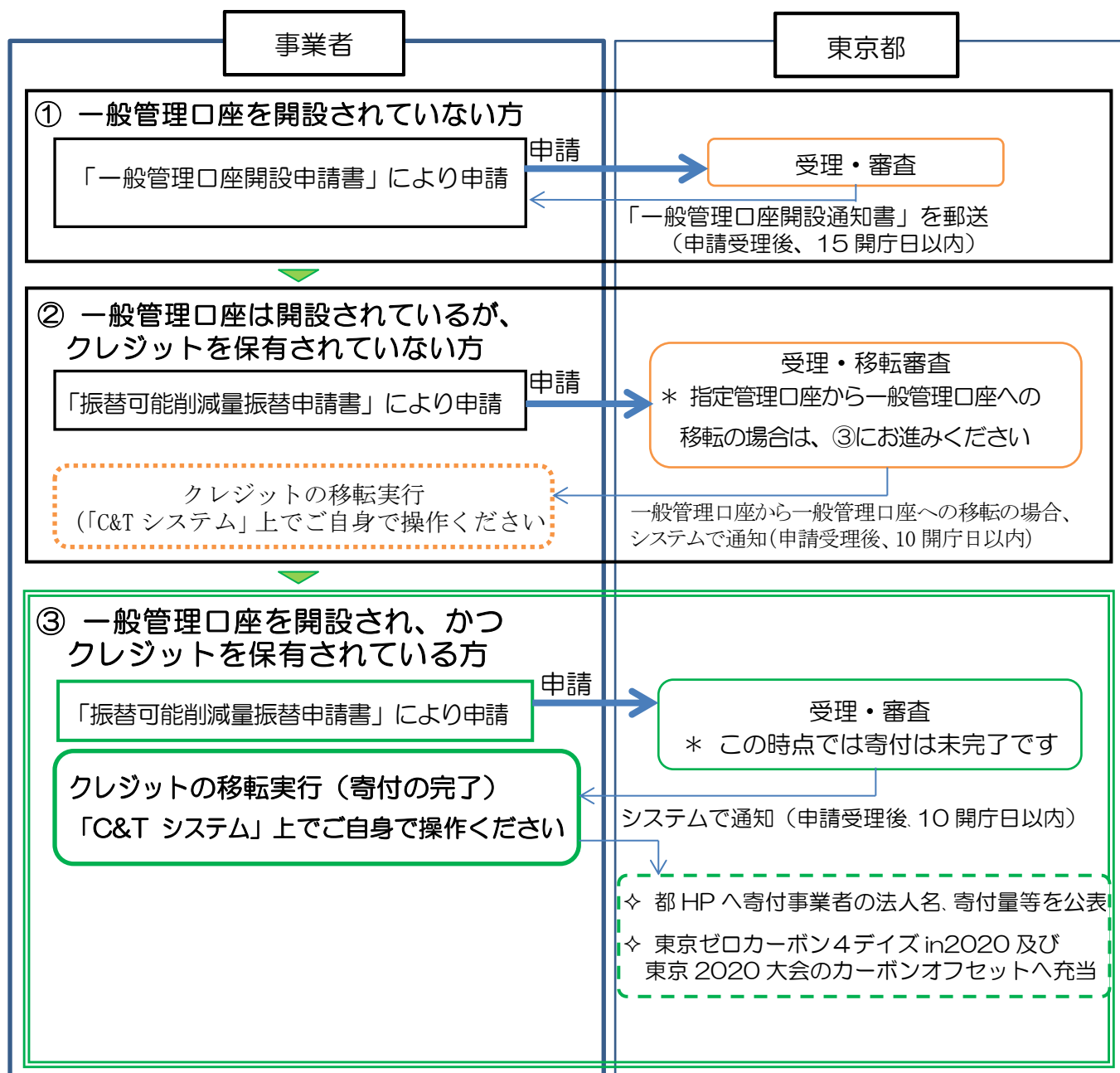
なお、ご自身の一般管理口座にクレジットを保有されていない方は、指定管理口座からの振替等の移転申請手続を行ってください（(3)②参照）。

※ 東京都キャップ&トレード制度のクレジットを取引する際に開設していただく口座

(2) 一般管理口座を開設されていない方

まず、ご自身の一般管理口座の開設申請手続を行ってください（(3)①参照）。

(3) クレジットのご提供に係る手続の流れ



① 一般管理口座を開設されていない方【一般管理口座の開設】

新たに口座開設していただく必要がありますので、開設申請の手続きを行ってください。

- ・ 指定地球温暖化対策事業者
 - ・ 口座管理者
- } 以外の方は、開設手数料 13,400 円がかかります。

[必要書類]

一般管理口座開設申請書、印鑑証明書等

* 申請書等掲載場所

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/ippan_kouza_kaisetsu.html

② 一般管理口座は開設されているが、クレジットを保有されていない方【クレジットの移転等】

指定管理口座からの振替等の申請手続きを行ってください。

(一般管理口座間の移転の場合、都の審査完了後、「総量削減義務と排出量取引システム(C&T システム)」上で「移転実行」を行い、移転を完了させてください。)

[必要書類]

振替可能削減量振替申請書(①-1)、印鑑証明書等

* 申請書等掲載場所

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/furikae.html

③ 一般管理口座を開設され、かつクレジットを保有されている方

【都の専用口座へクレジットの移転(寄付)】

ご自身の一般管理口座に保有されているクレジットのうちご寄付いただける量について、都が開設する東京 2020 大会関連オフセット用口座への移転申請の手続きを行ってください。

都の審査完了後、「総量削減義務と排出量取引システム」上で「移転実行」を行い、移転(寄付)を完了させてください。

⇒ 【振替先口座】

口座名義人 東京都(東京 2020 大会関連オフセット)

口座番号 130-110-2020-0

[必要書類]

振替可能削減量振替申請書(①-2)*、印鑑証明書等

* 申請書等掲載場所

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/furikae.html

※ 都は、寄付事業者の法人名称(一般管理口座の名義)及び寄付量を都のホームページに掲載します。

また、任意で寄付事業者の企業ホームページトップの URL も掲載することができますので、自社ホームページの URL 掲載を希望される場合は、申請書の備考欄に URL を記載してください。

(4) 申請書等の提出方法・問合せ先

3(3)①～③の各申請書等は、郵送又は窓口へご提出ください。

[郵送の場合]

封筒に各申請書、印鑑証明書及び申請書の Excel データを記録した電子媒体 (CD-R 等) を同封のうえ、以下の提出先へ送付してください。

[窓口へ直接持参される場合]

事前予約のうえ、各申請書、印鑑証明書及び申請書の Excel データを記録した電子媒体 (CD-R 等) をお持ちいただき、相談窓口までお越しください。

予約方法については、次のリンク先をご参照ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/helpdesk.html

申請書に関するお問合せ・提出先

〒163-8001 東京都庁第二本庁舎 20 階南側

東京都環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課
「総量削減義務と排出量取引制度」 相談窓口

電話：03 (5388) 3438 FAX：03 (5388) 1380
E メール：torihiki@ml.metro.tokyo.jp

4 クレジットご提供にあたってのご注意

- (1) 寄付事業者は、IR 報告等の法定書類にクレジットの提供の事実を記載できます。
ただし、寄付の事実を自らHPやメディア等に発信することはできません。
(詳しくは、東京 2020 組織委員会にお問い合わせください。)

【東京 2020 組織委員会 お問い合わせ窓口】

電話：0570-09-2020 (受付時間：平日 9:00～17:00 土日祝日、年末年始を除く)

(2) クレジットの提供に係る税務処理(法人税関係)

クレジットの寄付が完了した日(クレジットが事業者の一般管理口座から東京都の一般管理口座に移転した日)の属する会計年度において、寄付時の価額に相当する金額を都に対する寄附金の額として損金の額に算入できます(事業者自身が都からクレジットの発行を受けた場合はオフバランスと考えられることから、これらの処理を行わなくても差し支えありません)。具体的手続については税理士、税務署等にお問い合わせください。

(3) その他

クレジットの受領が適切でないと認められる場合はお受けできません。